第十八条の二十一第十項中「（同項に規定する住宅借入金等（以下第十八条の二十三までにおいて「住宅借入金等」という。）に関し法第二十九条第一項から第三項までの規定に規定する場合に該当するときは、その旨及びその事情の詳細の記載がある当該明細書）」を削り、「住宅借入金等の金額」を「同項に規定する住宅借入金等（以下第十八条の二十三までにおいて「住宅借入金等」という。）の金額」に改め、同項第一号ロ中「、第十七項」を「、第十八項」に改め、同号ロ(1)中「同条第十五項第二号」を「同条第十六項第二号」に改め、同号ロ(2)中「同条第十五項第三号」を「同条第十六項第三号」に、「同条第十七項第二号」を「同条第十八項第二号」に改め、同号ロ(3)中「同条第十五項第四号」を「同条第十六項第四号」に、「同条第十七項第三号」を「同条第十八項第三号」に改め、同号ロ(5)中「同条第十五項第五号に」を「同条第十六項第五号に」に、「同条第十七項第四号に」を「同条第十八項第四号に」に改め、同号ロ(5)(i)中「第十五項第五号イ、第十六項第二号イ又は第十七項第四号イ」を「第十六項第五号イ、第十七項第二号イ又は第十八項第四号イ」に改め、同号ロ(5)(ii)中「第十五項第五号ロ、第十六項第二号ロ又は第十七項第四号ロ」を「第十六項第五号ロ、第十七項第二号ロ又は第十八項第四号ロ」に、「同条第十五項第五号ロ若しくは第十六項第二号ロ」を「同条第十六項第五号ロ若しくは第十七項第二号ロ」に改め、「その者に係る」を削り、「同条第十七項第四号ロ」を「同条第十八項第四号ロ」に改め、同条第十三項中「第二十六条第二十一項」を「第二十六条第二十項」に改め、同条第十五項中「第二十六条第二十一項（同条第二十三項」に改め、同項第一号中「第二十六条第二十一項第一号」を「第二十六条第二十一項第二号」に改め、同項第二号中「第二十六条第二十一項第三号」を「第二十六条第二十二項第二号」に改め、同項第三号中「第二十六条第二十一項第四号」を「第二十六条第二十二項第三号」に改め、同項第四号中「第二十六条第二十一項第五号」を「第二十六条第二十二項第四号」に改め、同項第六号中「第二十六条第二十一項第六号（同条第二十二項」を「第二十六条第二十二項第五号」に改め、同項第七号（同条第二十二項第六号）を「同条第二十一項第六号」に改め、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項第二号中「第二十一項第五号」を「第二十二項第五号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二十六条第二十四項第三号」を「第二十六条第二十五項第三号」に、「法第二十九条第一項」を「同項第一号」に、「同項」を「同号」に、「使用者」を「使用者等」に、「した法第四十一条第一項」を「した同条第一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17　施行令第二十六条第二十五項第一号に規定する財務省令で定める利率は、年一パーセントの利率とする。

第十八条の二十三第一項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とする。

第十八条の二十三の二第十項中「法第二十九条第一項」を「施行令第二十六条第二十五項第一号」に、「同項」を「同号」に、「使用者」を「使用者等」に改め、同条第十二項中「（同条第三項又は第六項に規定する増改築等住宅借入金等（以下この条において「増改築等住宅借入金等」という。）に関し法第二十九条第一項から第三項までの規定に規定する場合に該当するときは、その旨及びその事情の詳細の記載がある当該明細書）」を削り、「増改築等住宅借入金等の金額」を「同条第三項又は第六項に規定する増改築等住宅借入金等（以下この条において「増改築等住宅借入金等」という。）の金額」に改め、同項第三号ホ(2)中「その者に係る」を削り、同条第十九項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とする。

第十八条の二十五第一項第二号中「その他これらに類する」を「の写しその他の」に改め、同条第五項第五号及び第七項第二号中「その者に係る」を削り、同条第十一項中「その者に係る」を削り、「第二十六条第十七項」を「第二十六条第十八項」に改め、同条第十一項第一号中「売買契約書」の下に「の写し」を加え、「又はその写し」を削り、同項第三号中「とする。」を削る。

第十八条の二十六第一項第二号中「その他これらに類する」を「の写しその他の」に改め、同条第五項第五号及び第七項第二号中「その者に係る」を削り、同条第十項中「その者に係る」を削り、「第二十六条第十八項」を「第二十六条第十九項」に改める。

第十九条の二第一項中「第四十一条の八第二項に規定する財務省令」を「第四十一条の八に規定する財務省令」に改め、同項第四号及び同条第二項中「第四十一条の八第二項」を「第四十一条の八」に改める。

第十九条の五第三項第一号中「、次条第一項並びに」を「、次条第一項及び第三項並びに」に、「、次条第一項第一号」を「、次条第一項第一号及び第三項第二号イ(2)」に改め、同項第二号中「、次条第一項」を「、次条第一項及び第三項」に改め、同条第四項中「目論見書」の下に「（金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書をいう。次項において同じ。）」を加え、同項第二号ロ中「第三条の十八第十項第一号に規定する外国人登録原票の記載事項証明書」を「外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）」に改め、同条第十四項第一号中「償還金をいう。次条第一項第三号ハ及び第四号」を「償還金をいう。次条第一項第四号及び第三項第二号ロ(3)」に、「利息をいう。次条第一項第三号ハ及び第四号」を「利息をいう。次条第一項第三号ハ、第四号及び第三項第二号ロ」に改める。

第十九条の五の二第一項中「第四十一条の十二第十五項及び第十六項」を「第四十一条の十二第十五項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第二号中「この項及び次項」を「第四項まで」に、「次号及び第五号」を「以下この項及び第三項」に改め、同項第三号ハ中「特定振替国債等の償還金」を「特定振替国債等の償還（買入消却を含む。以下この項及び第三項第二号ロにおいて同じ。）」に、「その償還金」を「その償還」に改め、同項第五号中「（買入消却を含む。）」を削り、「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に改め、同条第四項中「第二十六条の十八の二第四項」を「第二十六条の十八の二第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十六条の十八の二第四項」に、「電子情報処理組織を使用して処理する場合における国債の登録手続の特例に関する省令第二条第一号に規定する」を「特定振替機関等又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につき当該特定振替機関等又はその指定する者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十一条の十二第十六項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する振替記載等を受ける者に係る次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　外国仲介業者から特定振替国債等の振替記載等を受けた場合（次号に掲げる場合を除く。）　第一項各号に掲げる事項

二　国債適格外国仲介業者（施行令第二十六条の十八の二第二項に規定する国債適格外国仲介業者をいう。イにおいて同じ。）から短期国債等（同項に規定する短期国債等をいう。以下この号において同じ。）につき振替記載等を受けた場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　短期国債等又は短期社債等の譲渡につき振替記載等を受けた場合　次に掲げる事項

(1)　施行令第二十六条の十八の二第三項の規定による通知をする国債適格外国仲介業者又は社債適格外国仲介業者の名称及び所在地

(2)　当該振替記載等を受ける者の氏名又は名称及び住所等

(3)　当該振替記載等を受ける者が当該国債適格外国仲介業者又は社債適格外国仲介業者から振替記載等を受けた当該短期国債等又は短期社債等の銘柄

(4)　当該短期国債等又は短期社債等の譲渡につき振替記載等がされた日及びその対価の額

(5)　その他参考となるべき事項

ロ　短期国債等又は短期社債等の償還又は利息の支払につき振替記載等を受けた場合　次に掲げる事項

(1)　イ(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項

(2)　当該短期国債等又は短期社債等の償還又は利息の支払につき振替記載等がされた日

(3)　当該短期国債等又は短期社債等の銘柄ごとの償還金又は利息の支払を受けるべき日及びその支払を受けるべき金額